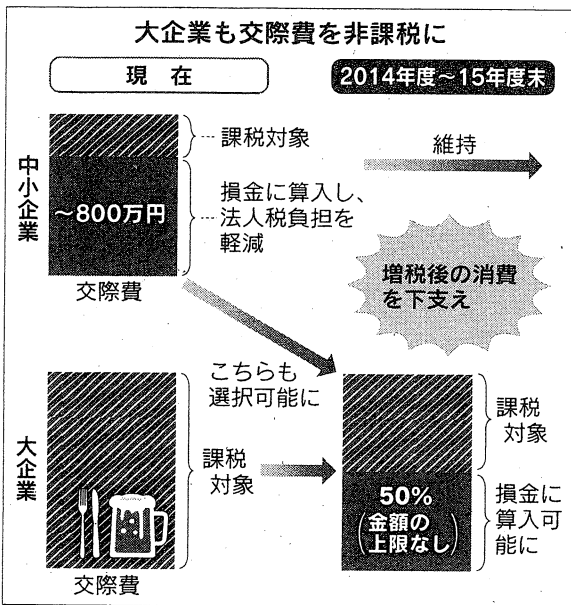


大企業も50%損金に

交際費

企業の交際費課税では、資本金1億円超の大企業を対象に飲食費の50%までを税法上の費用(損金)として認め、法人税負担を軽くする。企業による接待を活発にして中小・零細事業者が多い飲食店を潤し、景気を下支えする狙いがある。減収額は約650億円。2014年度から2年間の時限措置とする。

法人税は収益から人件費や原材料費など損金を差し引いた課税所得を基に税額を計算する。法人が支出する交際費は企業会計では全額が費用とされるが、税法上は損金への



算入を制限してきた。麻生太郎財務相の肝煎りで、13年度税制改正で中小企業に年800万円を上限に交

際費の全額損金算入を認めただが、与党は消費を刺激するためには大企業で交際費の非課税枠を広げる必要があると判

断した。

新制度では資本金1億円超の大企業に対し、交際費のうち飲食費については50%まで損金算入を認める。上限は設けないが、損金算入の割合を半分にするので接待費が際限なく拡大するのを避ける狙いだ。会社の経費を使って役員や従業員が飲食する社内接待費は対象外とする。

資本金1億円以下の中小企業は①800万円まで交際費の全額損金算入②飲食費の50%損金算入—のどちらか有利な方を選べるようにする。バブル崩壊後の景気低迷もあり、企業の交際費は1992年度の6・2兆円から2011年度には2・8兆円と半分以下に落ち込んだ。与党は交際費課税の見直しを、地方を中心に経済の活性化につなげたい考えだ。